

平成20年度決算のあらまし

市では「館山市行財政改革プラン」の着実な推進を基本に、市民が安全・安心に生活できるまちづくりを目指して事業を行いました。特に、生活基盤整備（デジタル防災行政無線への更新、道路の排水整備や舗装の補修、第一中学校体育館耐震補強）や、総合的な子育て環境の整備（元気な広場や幼保一元化施設の建設、地域経済の活性化（港湾振興事業や観光振興事業）に重点的に取り組むこととし、限られた財源の中、優先的に事業を進めました。

■一般会計の収支

一般会計は、市民生活に直接関係が深い、道路の補修や学校整備、福祉などの事業を行う会計です。

平成20年度一般会計の決算額は、歳入は161億2,244万円、歳出は154億1,604万円です。歳入歳出の差引額から都市計画道路整備事業などの財源として既に使いみちが決まっています。分を差し引いた5億4,147万円が平成21年度に繰り越されました。

■特別会計

特別の目的をもつて、独立採算を基本として運営されるものを特別会計と称しています。一般会計と区別して、国民健康保険、老人保健、後期

高齢者医療、介護保険、児童災害共済事業、下水道事業の6つです。

▼一般会計・特別会計決算総括表

会計名	収入	支出
一般会計	161億2,244万円	154億1,604万円
特別会計		
国民健康保険	63億5,869万円	61億5,681万円
老人保健	5億7,841万円	5億7,577万円
後期高齢者医療	5億5,804万円	5億4,534万円
介護保険	38億7,361万円	37億6,254万円
児童災害共済事業	102万円	101万円
下水道事業	7億9,523万円	7億8,527万円

■家計に例えてみると
億単位の数字や、聞き慣れない用語では実感がわきません。そこで1年間の収入が500万円の家計に置き換えてみましょう。次ページの表の青色部分です。

※ここからの数値は、全国の自治体の財政状況を一律に比較するために用いる「普通会計」の数値を使っています。後半に出てくる「健全化判断比率」や「経常収支比率」などはこの数値を使いません。館山市では一般会計と児童災害共済事業会計が普通会計にあたります。

■収入について

収入の表を見てみると、給料（市税など）だけでなく、給

目的税の使いみち

都市計画税と入湯税は「目的税」と呼ばれ、使いみちが定められています。

平成20年度の都市計画税の収入（5億1,362万円）は、都市計画事業の船形館山港線整備事業や、公共下水道整備事業、また過去に実施した城山公園整備などの都市計画事業で借りた地方債の償還の一部にあてられました。

入湯税の収入（2,629万円）は、観光振興基金への積み立てや、消火栓などの消防施設の整備、観光イベント経費の一部にあてられました。

いろいろな種類の収入があることがわかります。親などからの支援に頼っている部分がかかりありますが、これが国や県からの補助金、地方交付税にあたり、約4割を占めています。その他、これまでの貯金の取り崩し（繰入金や、金融機関などから借入れ（市債）をしています。自主財源とは地方公共団体が自主的に収入できるお金のことを言い、市税や使用料などがこれに該当します。依存財源が多

いと、国や県に頼る部分が多いということですから、結果として市が自由に使えるお金が減ることになります。財政の独立を図るためには自主財源の確保が重要な課題です。平成20年度の特徴は、世界的な不況の影響で、法人市民税を中心に市税収入が減少しました。その一方で道路整備などの事業に要する市債の借り入れや市有財産の売却による財産収入が増えました。しかし、財源不足を補うために庁舎建設用の積立金（特定目的基金）から6億円を借り入れており、厳しい財政状況にあります。

市の財政を家計に例えてみると

市の平成20年度決算額を家計に置き換えてみましょう。1年間の収入が500万円の“家庭の家計”に例えてみると…

【平成20年度決算：収入】

歳入の状況		家計に置き換えた場合	年間	1か月	構成比
自主財源					
市税・使用料・財産収入など	80億1,834万円	給料	248万6千円	20万7千円	49.7%
繰入金（基金繰入金）	6億5,409万円	貯金の取り崩し	20万3千円	1万7千円	4.1%
依存財源					
国庫支出金・地方交付税・地方譲与税など	64億1,630万円	親などからの支援	199万円	16万6千円	39.8%
市債	10億3,480万円	銀行からの新たな借入れ	32万1千円	2万7千円	6.4%
歳入の合計	161億2,353万円	収入の合計	500万円	41万7千円	100.0%

【平成20年度決算：支出】

歳出の状況		家計に置き換えた場合	年間	1か月	構成比
人件費（議員報酬、特別職・一般職員給与、各種委員報酬など）					
人件費	34億1,899万円	食費など	106万円	8万9千円	21.2%
公債費（市の借入金（市債）を返済する経費）	19億6,281万円	借金の返済	60万9千円	5万1千円	12.2%
扶助費（生活保護費や児童手当、医療費助成などの経費）	23億7,371万円	医療費	73万6千円	6万1千円	14.7%
物件費（物を買うお金や、施設の維持管理などの経費）	17億7,968万円	光熱水費や消耗品など	55万2千円	4万6千円	11.0%
維持補修費（公共施設などの補修に係る経費）	8,024万円	家屋や家電品の修理	2万5千円	2千円	0.5%
投資的経費（施設や道路整備など、将来も形と（普通建設事業費）なっているものに出す経費）	16億6,546万円	家の増改築や車の購入など	51万7千円	4万3千円	10.3%
繰入金（一般会計から国民健康保険などの特別会計に支出する経費）	19億6,780万円	子どもへの仕送り	61万円	5万1千円	12.2%
補助費等・投資及（各種団体への補助金や一部事務組合への負担金などの経費）	20億983万円	自治会費・サークル活動への会費・友人への支援など	62万3千円	5万2千円	12.5%
積立金・（基金への積み立て、次年度への決算剰余金）繰越金	8億6,501万円	預金など	26万8千円	2万2千円	5.4%
歳出の合計	161億2,353万円	支出の合計	500万円	41万7千円	100.0%

※表の「歳入歳出の状況」の数値は、全国の自治体の財政状況を一律に比較するために用いる普通会計決算の数値を使用しています（健全化判断比率や経常収支比率はこの数値を基に算出されます）。市では、一般会計と児童災害共済事業会計が、普通会計にあたります。

■PARTYUSUN

人件費（食費、公債費（借金の返済）、扶助費（医療費）は義務的経費といつて、その支出が法律などによって義務づけられており、必ず支払わなければならない経費です。この義務的経費の比率が大きいほど、自由に使えるお金が少なくなりますから、財政の健全化を図っていくためには義務的経費を抑制していくことがひとつの手段になります。市では、義務的経費の割合が50・3パーセントと支出の約半分を占めています。

市では、行財政改革方針を策定し、人件費や公債費などの抑制に努めています。人件費は前年より1億1,165万円（家計に例えると年間3万6千円）削減しました。

投資的経費は、道路の排水整備や第一中学校体育館の耐震改修などで2億9,444万円（家計に例えると年間9万1千円）増加しました。

また、安房広域など一部事務組合への負担金や水道企業団への補助金などが多額（家計に例えると自治会費で47万9千円）であることも特徴です。

【どうして借金をするの】
将来にわたって利用される道路や学校などの公共施設の整備は、そのときの市民だけに負担してもらうわけにはいきません。そのため、借金をすることで、負担を今後の世代も分担していくこととなります。

平成20年度末の借入金の高は、普通会計が17億2千265万円、下水道会計が55億9千701万円、市全体では27億1千966万円。前年度よりマイナス5億3千485万円となりました。

【経常収支比率について】
財政構造の弾力性を示す指標として「経常収支比率」があります。



「経常収支比率が100パーセントを超える」ということは、経常的収入（経常一般財源）の額を経常的な支出額を上回っており、不足分を臨時的不収入（※）で賄っているという状態です。家計に例えれば、毎月の生活費が給料だけでは賄えていない状態といえます。

「資金不足比率」とは、自治体が運営する公営企業の健全度を測る指標で、公営企業の経営状況を、公営企業の料金収入に対する資金不足の規模で表します。

【4つの指標の判断基準】
4つの指標のうちいずれかが国の定める早期健全化基準を上回る団体（黄信号）は財政健全化計画を策定し、再生基準を上回る場合はいわゆる再建団体（赤信号）として財政再建計画を策定し、その計画に沿った運営を行うこととなります。

市では、平成20年度決算において、4つの指標ともこれ

「臨時収入」とは、国から交付される特別交付税、財産の処分による収入、基金の取り崩しなど、使いみちの決められていない臨時収入を指しています。



【庁舎建設基金から借り入れ】
「市の貯金」とも言える財政調整基金は平成16年度から平成19年度まで連続して取り崩し、ほぼ使い果たした状態となっていました。

平成21年度も同様に基金からの借り入れが必要になる見込みですが、特定の目的のために積み立てた基金からの借り入れは、決して好ましいことではありません。

【今後の取り組み】
健全化の指標についてはいづれの比率も国の定める基準には該当しませんが、少子高齢化が進み、労働者人

せんが、一般的に80パーセントを超える財政が硬直化しているといわれています。現実的に一気に80パーセントまで引き下げるというのは難しいですが、現状を改善するため、これまで以上に人件費や公債費、施設の維持管理経費などの削減に努める一方、歳入確保策として、市税の徴収率の向上、未利用市有地の売却などに取り組んでいきます。

【財政健全化判断比率の公表】
平成19年6月、国会において、自治体の財政破綻を未然に防ぐことを目的に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる「自治体財政健全化法」が成立しました。

【実質赤字比率とは】
普通会計の赤字額の割合です。赤字額が多くなるとこの数値も大きくなります。黒字の場合は「0」です。

【連結実質赤字比率とは】
以前は普通会計の収支で財政を判断していました。しかし地方公共団体には普通会計以外にもいくつもの会計があるため、普通会計が黒字でも特別会計の赤字により市全体では赤字になることもありま。このように市の全会計の収支を合算して表したのが「連結実質赤字比率」です。黒字の場合は「0」です。

【実質公債費比率とは】
実質的な公債費（地方債の元利償還金）が財政に及ぼす負担を表す指標です。地方税、普通交付税のように使途が特定されおらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されるものを除く）に充当されたものの占める割合です。

【将来負担比率とは】
将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合です（標準財政規模は地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう一般財源の規模を示すものです）。

【資金不足比率について】
自治体が運営する公営企業の健全度を測る指標で、公営企業の経営状況を、公営企業の料金収入に対する資金不足の規模で表します。

らの基準を上回っています。

市では下水道事業特別会計が公営企業に該当します。平成20年度決算においては、資金不足がなかったことから、該当しなかったといえます。

口が増えないことや、景気の回復具合が不透明なことから増収が期待できない状況の中、現状の行政サービスの提供を維持することが非常に厳しくなると予想されます。このため、「事業の集中と選択」により、歳入に見合った歳出構造への転換を目指し、健全財政の確立に向けて取り組んでいきます。



▼健全化判断比率

4つの指標	市の数値	国の定める基準	
		早期健全化基準	再生基準
実質赤字比率	—	13.31%以上	20.0%以上
連結実質赤字比率	—	18.31%以上	40.0%以上
実質公債費比率	7.5%	25.0%以上	35.0%以上
将来負担比率	107.3%	350.0%以上	—

※実質赤字比率と連結実質赤字比率については、赤字額がないので「—」で表示しました。

▼資金不足比率

公営企業会計	市の数値	国の定める基準
下水道事業特別会計	—	20.0%以上

※資金不足比率については、資金不足がないので「—」で表示しました。

▼健全化判断比率の対象範囲

